

平成20年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年6月5日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月5日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報課長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 高齢介護課長	斎藤 仁
		福祉・児童課長	佐藤 一夫	保険医療課長	鈴木 利彦
	産業建設部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 農政商工課長	佐野 宗夫	都市計画課長	志治 正弘
	会計管理室	会計管理者兼 会計管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		総務課長	浅野 睦		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
小中学校給食センター所長		村上 勝芳	生涯学習課長	川合 保	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	松岡 英雄	書記	金山 昭司
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				

	1 4 番	山 田 乙 三	1 番	松 本 正 美
--	-------	---------	-----	---------

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 報告第1号 平成19年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第33号 蟹江町農業委員会委員の推薦について
- 日程第6 議案第34号 蟹江町監査委員に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第35号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第36号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第37号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 35m級はしご付消防自動車購入契約の締結について
- 日程第11 議案第39号 平成20年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第40号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第13 議案第33号 蟹江町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第14 議案第38号 35m級はしご付消防自動車購入契約の締結について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様のお手元に議会運営委員会報告書及び議事日程が配付されております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には金山昭司君を指名いたします。

ここで去る5月30日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

（9番議員登壇）

○議会運営委員長 黒川勝好君

おはようございます。

5月30日の午前9時から開かれました議会運営委員会の報告について、ご報告申し上げます。

会期の決定につきましてであります。会期の決定で6月5日、本日本曜日から6月19日木

曜日までの15日間といたします。

2番目の議事日程についてでございます。本日6月5日、9時より議案上程・付託・精読、人事案件・契約締結案件、審議・採決、そして全員協議会ということになっております。議案につきましては議案第33号、第38号でございます。

6日は、5日に終了しない場合、引き続いて行われます。

10日でございます。火曜日9時から総務民生常任委員会、付託事件審査でございますが、議案第34号、第35号、第36号をお願いいたします。午後から1時30分、防災建設常任委員会がございます。付託案件といたしまして、議案第37号でございます。

続きまして、12日が木曜日、一般質問でございます。一般質問が終了いたしました後に議会運営委員会、そして広報編集委員会を引き続き開催をいたします。

翌日の13日でございますが、12日に終了しなかった場合、引き続きこの日程で行われます。

18日、委員長報告、そして議案審議・採決、後に議員総会を行う予定でございます。

19日が予備日となっております。

次に、3番であります。人事案件についてでございます。

「議案第33号 蟹江町農業委員会委員の推薦について」は、初日に上程をし、精読後、休憩中に各派代表者会議を開催いたしまして、被推薦者を協議いたします。協議が調べば、初日に追加日程により審議・採決という形にさせていただきます。

4番目でございます。契約締結案件について。

議案第38号 「35m級はしご付き消防自動車購入契約の締結について」は、初日に追加日程により審議・採決を行います。

5番目、一般質問の取り扱いでございます。本定例会から質問席によりまして、質問をしていただきます。そして、質問時間及び回数等は、従来どおりということでございます。

6番の意見書につきましてです。3月定例会で継続となっております1番の「地球温暖化対策」の推進を求める意見書、その後に提出されました(2)から(9)の意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議をいたします。なお、本定例会から提出されました意見書等の一覧表を添付することにいたしました。1番から9番はお目通しのほどお願いをいたします。

7番、その他でございます。議席の移動につきましてであります。

質問席の設置に伴い、1番松本正美議員、2番伊藤俊一議員、3番山田邦夫議員、4番の米野秀雄議員、5番高阪康彦議員の議席を以上のように移動させていただきました。

2番、議会運営委員会報告の配付について。

一般質問終了後に行われました議会運営委員会の結果は、今まで最終日の冒頭に委員長が口頭のみで報告をいたしておりましたが、本定例会から初日と同様に文書を配付することになりました。

(3) のクローバーテレビによる議会放映でございます。

本年度開催による本会議、一般質問・代表質問・所信表明を対象に放映をいたします。本定例会では12日の木曜日、一般質問を生放映及び録画放映、これは午後7時から行う予定でございます。12日に終わらなかった場合は、13日に同様の放映を行うということでございます。

4番、会派代表の変更について。

清新クラブから会派代表を高阪康彦議員、新政会からは代表を山田乙三議員にそれぞれ変更する旨の提出がございました。

5番でございます。子ども議会の開催についてでございます。

本年8月7日木曜日に教育委員会主催による子ども議会、これは中学生対象でございますが、開催をされます。

6番、議員総会の開催についてでございます。

18日、最終日の議会閉会後に議員総会を開催し、次の事項について協議をいたします。アといたしまして、一般質問の方式等について。

イ、ミャンマー・サイクロン災害及び中国の四川省の大地震への救援金についてでございます。

以上、報告をいたします。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、14番山田乙三君、1番松本正美君を指名いたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は15日間と決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

会議規則第121条ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成20年5

月20日、21日の両日、東京で開催をされました第33回町村議会議長・副議長研修会に副議長派遣をいたしましたので、ご報告をいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第4 報告第1号「平成19年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、報告第1号「平成19年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第33号「蟹江町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第34号「蟹江町監査委員に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○議会事務局長 松岡英雄君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第35号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林 英子です。

お聞きしたいのは、91ページの公的年金に係る、所得に係る個人の住民税の特別徴収の問題で、こういう次から次へと年金から引くということに伴って、自治体はシステムの整備が本当に大変だと思うし、職員の問題も大変だというふうに思います。今、このようになっていく人が蟹江町で何人いるか。

それから、今度の後期高齢者の医療制度に伴って蟹江町の納税、国民健康保険税及び今度後期高齢者へ行く支援分の問題など、人数の変更や蟹江町において住民にとってどのようになっているかということの詳しい計算をしたものをいただきたいと思うんですが、私は幸いに同僚議員を他の市町村で持っておりますので、ここにも飛島のものだとか、いろいろ送っていただいているんですけども、蟹江町でもそういう問題をきちっと整備された問題で、蟹江町の実態がわかるようなものをぜひつくっていただきたいというふうに思います。

そして、先ほど言いましたように、このことをやることによるシステムのお金など、大変要するというふうに思いますが、そのことについて、どのぐらいを見込んでいるのかお知らせください。資料請求をしたいというふうに思います。

○議長 奥田信宏君

今、資料請求の申し出がありました。

○総務部長 坂井正善君

また、議員に確認して、どこら辺のところまでができるか。また、私どももできない面も

結構中にはあろうかというふうに思いますけれども、一応お聞きして、できる範囲内のところで一応資料を出していきたいと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長 奥田信宏君

システムの金額等についても。

○企画情報課長 鈴木智久君

システム改修につきましては、まだ精査がされていないと思いますので、一度またその係の者に確認の上、報告できる部分があれば報告させていただきます。お願ひします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

また、申し出がありました資料については、総務民生常任委員会までにできるものは提出をお願ひしたいと思ひます。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第36号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 議案第37号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 上田正治君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は防災建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 議案第38号 「35m級はしご付消防自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 上田正治君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

この入札執行調書に当たりまして、少しお聞きしたいと思っておりますが、この左にありますように本事業の指名業者数はおおむね12社であるというふうに言われています。こういうふうな中で、この2社に決まって、しかも第1回の入札のときにもう辞退された。もっともっと努力すべきではなかったかというふうに思います。

もう一つは、私は津島に聞いてみましたら、津島では5社のところによって指名業者を決めたというふうにお聞きしております。蟹江町でなぜこのような選定方法になったのか、ぜひお聞かせをください。

○消防署長 山内 巧君

それでは、失礼しましてお答えをさせていただきます。

指名業者の2社につきましては、現在国内でははしご車を製作、また販売を直接行っているところがモリタと日本機械の2社のみでございます。それで、他の自治体によりましては、例えばはしご車はつくっていないけれども、消防車両を製作されておる。また、代理店なども含めて5社ないしは6社といったところで入札をされておるところもありますけれども、蟹江町の場合はあくまでもこれははしご車を製作、また直接販売をされておる2社のみの選定となったものでございます。

○6番 林 英子君

津島市に聞いてみましたところ、40メートル級のはしごだというふうに言われております。しかももっともこの2社に選定するのではなく、そういうところで相談をし、決定する前に努力できなかったかというふうに私は思います。先ほど2社に決定したその内容についてはお話がありましたけれども、ほかにどのような努力をされたのかお聞きします。

○消防署長 山内 巧君

先ほども申し上げましたけれども、実際にははしご車のほかに消防車両をつくっておるところは日本に数たくさんあるわけでございますけれども、実際にははしご車を製作して販売をしておる会社は2社だけでございます。例えばほかのポンプ車両をつくっておるところがはしご車を売ろうと思えば、この日本機械、またはモリタからはしご車を購入する代理店という形でしか販売ができないということでございますので、そういうことであれば直接製作販売をしておりますこの2社に選定をしたものでございます。

以上でございます。

○6番 林 英子君

では、この日本機械はどのような内容で第1回目にもう辞退されたのか、内容をお聞かせください。

○消防署長 山内 巧君

辞退の理由といたしましては、入札後に業者のほうも別室に呼びまして、その辞退の理由の確認をいたしました。この仕様書の中に制振制御装置というものをつけてございまして、これは現在技術のほうで開発を進めておるといったことをお聞きをしておりましたので、ただ、納期内にこの装置が日本機械のほうで間に合うのかどうか、これは社内でよく検討されたそうでございます。入札日ぎりぎりまで社内で検討された結果、どうも納期前に最終的にはその確約ができないんじゃないかと、そういった決定になったということをお聞きしております。

以上です。

○議長 奥田信宏君

他に質疑ありませんか。

○15番 伊藤正昇君

15番 伊藤でございます。

前、予算のときにポンプをつけたらどうだと言ったら、山内署長が1,400万円ぎりぎりだから、これはできんという話だったけれども、予算より大分下がった経過をちょっと。それはつけるのか、つけんのか。

○消防署長 山内 巧君

実は予算につきましては1億4,000万円の計上でございます。今回落札額と予算の執行残が203万円しか実は残らないという計算になりまして、ポンプはやはり300万円相当見込まなければいけないということになっておりますので、ちょっとこの予算的にもポンプを取り付けることはできませんので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第38号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

暫時休憩といたします。

10時50分に再開といたします。この休憩中に各派代表者会の開催をお願いいたします。代表者の方は会議室にご参集下さい。

(午前10時29分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 奥田信宏君

日程第11 議案第39号「平成20年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

19ページの学校給食センター、蟹江町給食センターですね、建設事業について1点のみ伺っておきたいというふうに思うんです。

それで、この給食センターの建設事業、従来少し論議をしてきたと思うんですけれども、蟹江給食センター、つまり保育所の給食センターですね。これも統合される方向での予算なのかどうなのか聞いておきたいわけであります。

厚労省省令では、保育所給食の場合は現場調理師が基本になっておるようなんですけれども、あえて統合ということは、これは県内でもかなり少ない自治体が行っている内容のようなんですけれども、あえて統合してやっていくという方向での予算なのかどうなのか、これだけ聞いておきたいと思うものであります。

あとは討論の論議のときに聞きたいと思うんですが、統合になっているかどうかだけ聞いておきます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

今の予算の中では、私どもは保育所の給食も含めて3歳以上の保育園児の給食ですが、それらも含めて予算の中で考えております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

ということはですね、いわゆる省令による保育所給食の場合はいろいろ幼児の違いがありますので、現場でつまりそれぞれの保育所で給食をするという省令が出ていますね。それをあえてそういう方向に踏み切ったということなんですけれども、これは何らかの考え方ですね、示していただかないとあかんというものです。原則があるわけですから、一応厚労省の。それを示していただきたいと思うんです。

○民生部長 石原敏男君

今、議員から言われましたように、保育所の最低基準がこの4月に改正されまして、これにつきましては従来から保育所での調理ということが言われておりましたけれども、これが一段と明文化されてきたところであります。

それに対しまして、私どもといたしましては、従来からセンター方式をしておる中で、今回も施設が若干老朽化しているために学校給食をつくる際にも学校給食のほうでのセンター方式に併設していただくということで考えているわけでございます。特に、これにつきましては、来年度特に保育所の場合は構造改革特区の許可をいただいて併設というふうに持っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○10番 菊地 久君

10番 菊地です。

13ページ、歳出の関係ですけれども、障害者の支援業務の委託料ということで168万円、

総務一般管理費の中で委託料という形で出ておるわけですが、この委託料はどのような趣旨目的を持って、どこへ委託をされるものなのか、まず1点お尋ねをします。

続きまして、障害者の県から来ております22万7,000円のケアホームの重度障害者の支援体制強化事業費という形で、これ県から目的を持って、こういうことをしなさいよという形で出ておる事業の補助金であるわけですが、であるならば今まで町として、その事業についてどのようなかわり合いを今まで持っていたのか、新たに県はこれをやりなさいという指示命令ですね、指示命令。例えば障害者の基本法の法律で不備なことばかりありまして、大変障害者から問題多きという形で支援に対して大きな批判が出ておるわけです。それについて、さまざまな問題の中でこういう事業を少しでもやることによって緩和できるという意味で出されているものなのかどうか、これが2つ目であります。

それから、次に、15ページにあります消防費の関係でちょっと聞き逃したと思いますけれども、防災対策の整備事業でコミュニティーの助成交付金です。これはこちらの収入のほうでは雑費という形で100万円入っておるわけでありまして。それで雑費で100万円入ったということは目的の寄附なのか、目的があってその人がこれとこれとの関係の事業でやってくださいという交付金であろうかと思いますが、この中身について、交付金をいただいたところがどのような形でこの防災対策事業に取り組もうとしておるのか、ちょっと今の説明ではわかりかねます。もう一度聞かせてください。

それから、17ページでありますけれども、学校管理費という形で135万円ですか、これは何か蟹高のというようなことをちらっと聞いたんで、それでしたかね。これを見ますと、管理費というのは、蟹高を正式に町として貸与を受けておると、全部受けておると。したがって、それに関して、これとこれは最低限蟹江町が受け持ってやりましょうという、これ全部一般財源でございますよね。それはどのような契約だとか、どのような話し合いの中で必要な、ここに書いてあるのはこれだけ光熱費だとか、浄化槽だとか、体育館を借りておったので、体育館のあれだとかいろいろありますけれども、この予算を組むことによって学校で使用、蟹江町で借りておった体育館の維持管理だとか、あとは運動場も借りたかどうかかわりませんが、運動場もお借りをしたり、いろんなお借りしたときの管理費用だとかというもの、それは一体どのぐらいかかって、そのうちの蟹江町が優先的にお使いになりますので、どれとどの部分は町で持ってもいいんじゃないかとか、防犯対策等については県がやるだとかね、そういう内訳だとか、お話し合いだとかされてこういう数字が出たのか。これで足りるのか足りないのか、今後ことはこれでいいけれども、来年はどうかと、そんなような点についてちょっとわかりかねますので、この点もう少しご説明を願いたいと思います。

それから、その後の義務教育の関係ですが、情報モラルの教育で研究委託で県からこの蟹江中学校へそのまま9万円おりにきたものをそのまま9万円予算に組まれておりますけれど

も、モデル校でもいいんですが、9万円来たから9万円で本当に今問題になっております携帯電話の扱いだとか、メールの仕方だとかというものを本当に9万円、だれがどのような形でやるのか、年に1回だけ、ただ生徒の何年生からしい子を集めて教育をされるのか、全校的におやりになるのか、講師を呼んでおやりになるのか、どういうやり方でこういう、私はよくわかりませんが、何か県からぽっと来たからぷっとそのまま行事をこなせばいい、1回やればお金は終わりますものですから、それで事が足りるのかとかね。必要性に応じてもっとこんなことをやったほうがいいのではないかだとか、いろんな学校へすべて持っていくと、学校の先生も押しつけられてしまって、どうもならんがやという気もあったり、だれが一体こういう問題、全国的に今問題なんですよ。携帯電話でのいろんなメールやら、そういう何やらかにやらで事件が発生しておるの、いろんな問題なんです。そういうような意味で今遅いか早いかわかりませんが、蟹江中が一つのモデル校で9万円いただいて、はいそうでしたかと、予算9万円あったで事足りたという考え方でいいのかどうなのかね、このことについてのもう少し考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、19ページでありますけれども、蟹江町の給食センターの建設事業、これは協議会などでも事細かにお話があるわけでございますけれども、ここでまずお尋ねしたいということは総予算の問題であります。

当初の計画をしていて、この程度ならやれそうではないかという思惑よりも、工事費等々、物品購入費等々も今の現況から考えていったら、当初の企画したときよりも2割以上の値上げではないか。例えば鉄筋は前は80円だったのが今140円、50円、倍近いですよ。果たして建築業者がやれるのかどうか、必ずこれは工事費というようにはね返ってくるというように思うわけです。そういうような意味でここの立てられた、今回出た総合的なこの予算ありますけれども、建築費、それから厨房の関係諸経費、それらが本当に今の段階と入札の段階での変化があるのかなのか、心配を私はしておるわけです。

そういうような意味で、また詳しいことは協議会でご質問いたしますが、きょう出された当初予算にあります建設事業費と継続ですね、今出されておりますが、継続費で総額1億1,557万5,000円で2年度にわたって事業をおやりになるわけでございますけれども、この総枠のこの決め方、これで大丈夫なのかなと、こういう心配もしておるわけですが、その辺についての変化、当初予算と比べて、当初の考え方と比べて今回のこの継続費を出された金額とを比べて、どういう変化があって、これで十分なのかなというような気がいたしておりますので、その点についてのお考え方だけをまずお聞きしたいと思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

それでは、私のほうからはまず障害者支援業務委託料に関するものです。

この委託先は日本電子計算株式会社でございます。

J I Pです。

続きまして、目的でございますが、これらシステムの改修の目的としましては、障害者自立支援給付制度の緊急措置への対応ということで、事業者経営基盤強化対応としましては通所サービスのサービス単価の見直し、それから入院、外泊加算の対応というものが挙げられます。

次に、利用者負担の見直し対応としましては、非課税世帯障害者の居宅・通所サービスの上限額の軽減、負担額、認定計算の変更、障害児世帯軽減措置対象世帯の拡大、障害児世帯負担上限額の軽減というような内容の変更に伴うシステムの改修に合わせるものでございます。

以上でございます。

○民生部福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、失礼をいたします。

ただいまの支援業務委託料の関係でございますが、これにつきましては障害者自立支援法が平成18年4月、そして同じく10月に制定施行になりました。それから約1年半ほど経過したところで、国や県がいろいろ見直したところが抜本的には見直しの必要もあるだろうということで、それに先立って緊急的な措置をまず講ずるところで、その一つとしまして事業者の経営基盤の強化ということで、これ20年、今年の4月からでございますが、これはもう既に始まっております。

それから、2つ目としまして、利用者負担の見直しということで、この利用者の負担軽減を図るということでございます。

事業者の経営基盤の強化といいますのは、利用者が事業所のサービスを利用したくても事業者側がそれに追いついていかないというような部分があるかと思われまします。そういったところの強化と、それからさらにと申しますか、よりよいサービスを受けていただくために利用者負担の限度額を引き下げるといふのをこの7月から実施いたします。それに伴ってプログラムの修正が必要になってくるというものでございます。

それから次に、ケアホームのほうの重度障害者支援体制強化事業、これについてでございますが、先ほど申し上げましたように、事業所のほうが利用者の需要にこたえられない部分があるやもしれないというところで、利用しやすいように事業者に対する補助の強化ということでございまして、これにつきましては重度の障害者の方に対するこのケアホームのサービスが少し低いというところから、県のほうがその事業所に対する補助を行うものでございます。

こういったようないろんな障害者の方たちに対する緊急措置、これは県のほうが考えて補助、あるいは補助のないものもございましてけれども、それに応じて町としてもその事業を行っておるといふものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

それでは、私のほうからコミュニティー助成事業のことでお答えをさせていただきます。

これにつきましては、藤丸防災会が実施する災害時の避難救出活動の資機材整備事業に対する財団法人自治総合センターの助成交付金を事業実施団体たる藤丸防災会へ宝くじ協会から交付するものでございまして、事業費の総額が127万6,000円でございます。

事業内容でございますが、情報連絡用資材といたしまして、携帯用ラジオ、トランシーバー、ハンディメガホンなどで5万9,000円、救出救護用資材ということで、バール、クリッパー、ハンマー、ロープ、担架、ジャッキ、20人用の救急箱ということで31万5,000円、それから給食給水用資材ということで、ガスコンロ、ボンベ、調整器などで4万2,000円などでございます。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

学校管理費の関係でございます。ご説明申し上げましたように、この管理費に関しては蟹江高校を借りるに当たっての費用を計上したものでございます。

一応昨年も同じような格好で蟹江高校を学校のほうで借りさせていただいておりました。昨年につきましては、ご承知のとおり蟹江中学校の体育館を建設するというので、蟹江中学校の生徒が自身の体育館が建て直したいということで、ほかの体育館を使うところがないということで、蟹高の体育館を使い、あと蟹江中学校で体育館を建てるに当たって、グラウンドのほうにも影響があるということで、蟹江高校のグラウンドも去年は借りさせていただいたという、そういう経緯がございます。

今回、ことしにつきましては、蟹江中学校の体育館もでき上がって、中学校としては問題なく従来どおりの活動はできるということでございますが、蟹江高校自体はあのような格好で残るわけでございますので、何とか利用できるものだったら利用しようということもあり、ただ、蟹高の体育館につきましては耐震が十分でないということもやっぱりありますので、県のほうへお聞きしますと、体育館については人が入るような形では控えてほしいんだという、そういう回答をいただきましたので、今回グラウンドのみ借りようと、そういうことでこの費用になってきたわけです。

グラウンドということになりますと、どうしてこれだけ必要になってくるかといいますと、グラウンドを借りるにしても実は浄化槽等が外にございます。運動場の浄化槽、それから体育館の前にも浄化槽がありまして、そちらのトイレをお借りすることになりますので、それにかかる費用等も含めて、このぐらいは必要であろうかということで借りさせていただきました。

愛知県につきましては、私どもの予算のほかに自分のところで組んでいる当然予算がございます。県の予算を聞きますと大体300万円近い数字の予算というふうに聞きました。その主なものは除草の関係というふうに聞いています。去年も私どもも草刈り等をやらせてい

いただきましたが、今回につきましては、草刈りにつきましてはすべて県のほうが持つという形です。

あとは県のほうは防犯の関係の警備、そちらのほうも県のほうは持ちます。あと電気料、そういうものについても県のほうは持ちますということで、約300万円ぐらいの予算をつけているというふう聞いております。

今後についてはまだわかりませんが、当面ことしについては蟹江中学校、北中学校が部活で対外試合等をする場合に、自分のところの学校でほかの部活と重なるような場合、蟹江高校を使っていこうと、そういう形で使っていきたいと、そんなふう考えています。

それから、給食センターの関係でございます。

給食センターにつきましては、また協議会のほうでご説明申し上げるところでございますけれども、実は今回のこの継続費の示した金額と従前、前年の12月の折に示させていただいた金額というのは開きがございます。その開きの理由といたしますか、12月の折に示させていただいた金額というものは、実はまた少し長くなりますが、従来PFIで町は進めていこうという、そういう格好で給食センターについては考えておりました。ただ、PFIから施設の老朽化、それから雨漏りがひどいということで、なるべく早く建てたいんだということで、去年の9月の時点で公設、町のほうで建てていこうということに決定してきて、それからいざという格好で進めていこうかという格好になりましたので、進めるに当たっては厨房機器等についてはプロポーザルでもって業者を選定し、また設計についてもプロポーザルで業者が選定され、ある程度厨房器具の配置図等も決まってきた段階で、それを参考にして設計もしてもらおうということで、設計についてもプロポーザル方式で業者を決めていったと。

そういう中で12月の議会の折に設計費を上げさせていただきました。設計費につきましては、この20年度の5月までに何とか設計してもらおうということで、12月の補正以降設計をということでございますが、ただ12月の補正以後、プロポーザル方式でもって業者を決定していたということもあって、実は12月の補正予算で示させていただいた金額につきましては、私ども事務屋といたしますか——のほうはそれこそ実際に近年給食センターを建てられた自治体の建設費等を調査させていただいて、大体このぐらいであれば建てられるであろうということではかせていただきました。その金額が約9億5,600万円という、そういう数字で示させていただいたものです。

今回は数字がこうやって違って来たというのは、このままプロポーザルでもって設計の業者が決まり、その設計の業者が実際に設計された金額をもとにこの補正というか、継続費等の数字をつくらせていただいたものですから、新たに設計をしていただいた段に少しというか、結構の開きが生じて来たというものでございます。

ご心配していただきました経費等が結構上昇しているということも当然ございまして、設計のほうにもその辺は大丈夫かということで確認はしております。ですから、今回そういう

面では入札時において、物価等の鉄や何かの高騰によってのことはまず大丈夫かなというふうに考えておるところです。ちょっと説明が不十分かもしれませんが、そういうことでございます。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣ですが、先ほど次長が申しあげました蟹江高校の跡地のことでの管理費について、つけ足しをしたいと思いますが、今、次長が申しあげたとおりであります。本来蟹江高校の跡地を4月当初から使うことであれば、当初予算で上げていたというようなことをとらえております。

実は4月になりまして、県のほうは県の所有物ということで、当然県のほうは当初予算で上げていました。実は去年の10月ですね、蟹江町から要望書を提出しまして、その答えについて十分県のほうも検討していて、実際に出ていないという段階で、本年度旧蟹江高校の跡地をそのままにということが難しいということで、何とか蟹江町にあるということで昨年度は蟹江中学校は体育館がなかったということで借りておったわけですけれども、せめてグラウンドをとというようなところの話し合いの声がかかりました。つまり10月に出されたところがまだまだこれから検討するというものでありますので、じゃその間について蟹江町にある蟹江中学校、今回は蟹江北中学校もそのグラウンドについて、サッカーとか陸上とかそういうところを使っていこうというようなところの話になったわけであります。ですので、この時期に若干そういうグラウンド等の使用に際しての昨年度よりは大分額が少ないわけでありまして、もちろんトイレ等もありますので、そういう分を今回補正で上げさせていただいたというような経緯があります。

それから、情報モラルについてでありますけれども、議員のほうから9万円で、今の問題で町としてもっとつけ足してというようなお話だったと思いますが、これにつきましては県教育委員会が今の義務教育関係の学校、これ高等学校も入ると思うんですけれども、緊急な課題であるというようなとらえがあるわけであります。

実は昨年度本議会においても質問があり、学級指導とか、日ごろのそういうインターネットを使うときのいろいろ指導をしておるところであります。県のほうもそういう重要な課題ということでとらえまして、実は愛知県の小学校1校、中学校1校をそういうことに情報モラルに対しての教育をどのようにしていったらいいかという委嘱したんです。というのは県として情報モラルの教育推進の手引書をつくりたいと。そのための情報提供をしてほしいということで、9万円の委託料になったわけであります。ですので、それを蟹江中学校がもちろん講師の先生とか、あるいは校内の研究とか、いろんなことでやりますが、それを県の教育委員会のほうへ情報提供をして、そして県が手引書の作成の材料としたいというようなことでの研究実践ということで、もちろん蟹江中学校に取り組んでいく以上はそういう情報モラルについてもこれからもっともっと進んでいくと思いますし、蟹江町が建てているとい

うふうに私どもとらえておりますが、まずは蟹江中学校がそういう実践をしながら蟹江北中学校、あるいは小学校も当然こういう課題で昨年度から取り組んでおりますので、進めていきたいと思っているんですけども、今回につきましてはそういう県へ返す委託料というふうにとらえております。

以上です。

○10番 菊地 久君

最初の障害者の自立支援法によって、さまざまな問題、犠牲が出て、問題点が指摘をされておるわけでありまして。そういう中でやっと今度この補正予算の中で一体どうなっておるか、コンピューターを使って調べるといふ委託料が入ってきて、それはまだこれからだよということ。

それから、もう一つは22万7,000円のケアホームの重度障害者の支援体制強化事業費と、こうなっておるわけですが、結果的には22万7,000円をどういう形でどこの事業所にですね、これは入っておる障害者でそういう事業所にお世話になっている人たちで予算が少ないものですから、事業所のほうも会社も不景気ですし、なるべくなら使いたくないというようなことがあったり、お使いになるためにはお金が出てしまうだとか、本人も自立なんだからというような形でいろんな形で犠牲を強いられているわけですね。

そこで、今回のこの22万7,000円という数字がどのような形で効果が上がるのかどうなのかなど。本当にあめ玉を一つしゃぶらせて終わったような形になりはせんかなど、こんなような気持ちはしておりますけれども、私は担当者でありませんので、そういうような意味でまだまだ欠けた面やいろいろあって、その現場における担当者からいうと、これは問題だなというような点があったら、もう少し整理をしていただいて、こういう面にももう少し配慮をしてもらいたいよと。県へ言っても県はこの程度だと、しかし、町は庁内でもできることはないかなどというような点もひとつこれを契機にご検討をしていただけたらなど、こういうふうに思っておりますので、これはそのように申し上げておくだけで、ひとつこの辺はもう少し精査をしてもらいたいと思います。

それから、消防の関係は、100万円という予算は先ほどお話がありましたが、藤丸の防災会というのがあって、そこでお出しになって、藤丸防災会は防災に関する消防署の、どこだったのでしょうか、あっちのほうだったね、阪神・淡路大震災のほうに勤めておった方ですか、新聞に載っておりますが、4年前ぐらいに退職された方を講師にお呼びになって、120人ぐらいが集まって防災問題について勉強されたとかいう新聞記事等も出ておりますように、地域防災というのは非常に重要であるわけです。

したがって、そういう地域防災という形がそういう中で要請があったり、こういうものを求めたりする申請が出たときには、こんな形の中で物を買う補助金、今はもうそういう制度があるわけですね。今回はこういうふうに大きな金額でぼんと出ておりますけれども、町

の消防予算の中に予算があって、地域防災活動補助金みたいな感じで計画書を上げると、お金を出したりしておるわけです。今回、こういう形で出たものですから、特別こういうことかなと。であるならば、やっぱりこれは一つのPRとして地域防災をこれから特に中国の四川の大地震みたいなことが、大きなのが来たら大変であります、それらの防犯問題、いろんな問題で、地域住民ぐるみで努力していかなければいけない部分があるものですから、ぜひこれは一つの大きな契機や形になると思ったものですから、私はあえて質問をさせていただいておりますので、自信を持っていいことはいいことでね、自信を持ってPRをしていただきたいと、そういうような思いでここは質問をさせていただいたわけでありますので、一層ご努力を願いたいというふうに思います。

それから、先ほどの蟹高の問題をもう少し私は整理をしてもらいたいと思います。昨年10月に県に対して蟹高をお貸しくださいよと、売ってかんぞよと、蟹江町の考え方に沿って、考え方を地元優先でということで、議会も同じように出しておるわけですよ。だから、その利用価値というのを高めたほうが私はいいと思うわけです。売るなよと、県は勝手にやるなよとか売るなよとか、計画を立てるなよという以前に、蟹江町として何かあれをもっとうまく使える方法はないのかと。

去年は体育館をお借りをしたりしたんですが、余り大々的には使っていないようですが、やっぱり人様のものだという気もありますし、余りいい体育館でもありませんしね。学校も古いし、そう言っただけは悪いけれども、早くぶち壊して、早く整地していただいて、新しい何かができるといいかなと思うようなことだと思うわけです。しかし、主導権が県へ全部行ってしまふといかんものですから、蟹江町はこういう教育施設だとか、地域に役立つことを住民の要望があると言っておきながら、使わんということはいかんわけですよ。ぼっこであろうかなろうが、あんな立派なグラウンドもありますし、いろんなところがあるわけですから、本当に実績を積み重ねていって、なるほど蟹江町にこれは無償でね、無償貸与ですよ。無償で、これから法律も変わります、国の補助金だとか、県で建てたものについても地元の要請に応じて安く払い下げてもらいたいと、補助金を返還しなくてもよろしいということに多分今なっておるはずですよ。だから、もう少し積極的にやるために、今教育長のほうで、北中もとかグラウンドも、こういうような言い方ですが、積極的にあそこを使うためには何がいいのかという、利用価値が本当にあるのかないかをもう少しきちんと整理をして、利用価値がないならやめればいしね、利用価値があるならあるで、お借りするのに何もかもただただというのはいけないと思うんですよ。やっぱり使って、これとこの面ぐらいは蟹江町を持ったという実績を示しながら、優先的に蟹江によこせと、こういうことを私は大事だというふうに思いますので、これがよかったかどうかわかりませんよ。これが全額ではないと思う。県はどのぐらいの金を維持管理するために、あれがあるために県が年間にどれだけつづつ使っているかわかりませんが、そういうような意味で、

町がそのうちのこの程度ぐらいは借料だという程度で頑張っていけば、年々ちいとでもちよこっと出しておけば、勝手なことをせずに、蟹江町の意見も聞くかもしれんものですから、その程度のつき合いでというふうに理解をしいのかなども思っておるわけです。これ全額でないとおっしゃったものね。あそこを維持管理するために全額町がすべてを持つという予算ではないですね。そのうちの一部はこの程度ぐらいはこうさせてもらったと、そして出した以上は、これからも広く活用できるように計画を立てて、皆さんも使ってくださいという呼びかけまでして、なるほどなという方向で進むのか、適当にやっついこうかということなのか、やっぱりこれはきちんと整理をしておかないと、せつかく蟹高跡地問題の委員会までできて、500万円も使って調査もやって、立派なものもできているものですから、ぜひ前向きに蟹江のためになるようなことで、ぜひもう一度検討をしておいていただきたいという要望を申し上げておきたいと思います。もういいです。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

給食センターの事業費について、今回補正に出ております提案の背景ですけれども、今、菊地議員からもご質問ありましたように、12月に示された予算から、かなりこれがオーバーしております。中身を見てみますと、特に建設費に係る部分ですけれども、12月のときの示されました予定は大体建設本体で4億4,000万円ということになっておりました。このときの数字がアバウトなものであるということは理解しておりますけれども、それが今回の協議会に提出されております資料によりますと、8億円を超えておりますね。8億5,000万円ぐらいになっておまして、約2倍の本体の建設費というようなものになっております。

そこでですね、今、菊地議員の質問の中には資材ですね、原材料の高騰が建設費にははね返っているのではないかというご質問ありましたけれども、それにいたしましても倍というようなことの数字ではなかなか納得できかねる部分があるわけでありまして。あそこの地質が問題ではないのかなというふうに一部考えるわけですが、地質によって建設費が倍になるような現状があるとすれば、場所を選んだことが適正であったかどうかということも検討に値する問題でありますので、そのような事前の議会に対してご相談もありませんし、確定した形で11億1,000万円というようなものが上がってきております。

私は、これは事前調査を含めて大変問題があるのではないかというふうに思っておりますけれども、町の姿勢といたしまして、緊急避難的に早く給食センターをつくらなければいけない、この状況もおのずとみずからつくってきたわけでありまして、そういう状況の中で建設費が幾ら高騰しようがどうしようが、とにかくこの場所で早急につくってしまうと。予算の枠というものを初めにつけないで、幾らかかってもやってしまうというような積み上げ発想があるのではないかと思えてならないわけですが、この提案についての背景をもう少しきちんと整理して説明していただきたいと思います。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

昨年の12月にお示しをしました9億5,600万円という数字は、他町村からも先ほど次長が申し上げたように……

(「建設の本体」の声あり)

本体、約4億4,000万円、それから給排水で2億2,000万円、6億6,000万円の建設費を考えておりました。その中で蟹江町としては学校給食の3,600食と保育所を合わせて4,300食の調理場を建てたいという目的を持っておりまして、そういう施設をつくる中で国が示しております学校給食衛生管理の基準というのがございます。その中でいきますと、衛生規格をきちっとしなければいかんだとか、今回アレルギー室を設けるだとか、いろんな条件が加わってきますので、そういう中でいきますと、2,300平米ぐらいの大きさになっていくということからして、今の平均の単価をもとにしてやった4,400万円プラス2億2,000万円と4億4,000万円、6億6,000万円がこのような状況のことを付加していこうとすると、8億5,400万円という数字になってきたという状況でございます。

○8番 中村英子君

ちょっと質問に対して答えてもらっていないと思うんですけども、建設費というもののとらえ方ですがね、予算の枠といいますか、そういうことのとらえ方がちょっと違うんじゃないかなということで質問しておるわけですけども、そうしますと本体の建物ですよ、本体費について、今、次長の説明ですと、自分たちが思っていたけれども、設計にかけたら、設計をやったらこれだけになってしまったというような物事の言い方だったんですよ。だから、そこには予測や見通しというものがしっかりしていないということが証明されているわけですよ。ですから、私はそういう予算のやり方とそれからどれだけこの給食センターにかけて、どの範囲内でおさめようとしたかというような最初の予算的な考え方、これがしっかりしていないんじゃないのということを言っているもので、その辺について答弁をお願いしたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

当初、私どもが考えておりましたのは、金額的には10億円を切った状態でのセンターが建てられないものかという、そういうのが一番の基本でした。各市町村の建設費や何かを調査しましたけれども、そのときにも大体私どもの考えている給食センターは2,300平米でございますが、それに近い給食センターの建設費を各市町村でその実態をちょっと調査させていただいたときに、それを下回るころもありましたし、結構高いという、そういうころもありました。私どもは基本的には10億円というのを考えておりましたものですから、厨房機器や何かも含めて10億円。ですから何とか先ほど所長が言いましたように、建築で4億4,000万円、それからあと給排水、そういうものも含めて建設関係では6億6,000万円ぐらいで何とかなるのではないかなと。あとそれこそ太陽光の関係ですとか、そういうものも含め

ると、あと備品関係も当然ありましたし、そういうのを含めると全体では9億5,600万円ぐらいになるかなということでの、総事業費が9億5,600万円という、そういうことで考えておりました。

どちらにしても、当初私どものその数字を出したのが余りにもちょっとやはりいけなかったというのがもう完全に私どものほうのミスであろうかなというふうに思っております。この6億6,000万円をはじいたときには、それこそ先ほど地質のこともおっしゃられましたが、地質のことについてはそれほど、例えば前には蟹中の建設もやっておりましたものですから、それほど変わらないだろうという、そういう感覚でしか考えておらなかったという、そういうこともありましたし、その6億6,000万円の範疇で何とかできるのではないかという、そういう甘い考えの中で動いていたというのも事実でございますので、そういうのが一番もとであって、今回実際に設計で出てきた数字が建設部門では8億何がしという、2億円を超えるような数字になってきたというのが事実です。

それについては、どうしてその辺の差があるのかというのは、まだちょっと細かく言うと結構あるものですから、協議会のごときにご説明申し上げられればというふうに思っておりますが。

○町長 横江淳一君

それでは、私のほうからちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

また、詳しいことにつきましては、全員協議会で皆様方としっかりご論議をさせていただきたいというふうに思っております。ただ、今、中村議員、それから菊地議員、その他の議員の方も疑念はお持ちであることは十分承知おきをいたしております。

ご存じのようにこの給食センター、昭和45年に建設をされまして、当初7,000食という大きな能力を持ち、その当時はもう最新鋭の機器であったというふうに聞いております。しかし、建設も40年近くたちまして、老朽化が目立って、平成17年に町長に就任して以来、装置をチェックをさせていただいた中で早急にこれはやらないといかんのではないかという結論に達しました。

そういう意味で最大限のいわゆる効果を出す、最小限の歳出で最大限の効果を出すためにどんな手法がいいのかということで、アウトソーシングも考えさせてもらいましたし、外部委託も含めて、PFIも含めて、皆様方とご論議をさせていただいたのが皆様方周知の事実であるというふうに理解をいたしております。

そんな中で、先般12月議会でお示しをさせていただきました。確かに4億4,000万円、2億2,000万円、6億6,000万円、7,000万円、総合計で9億五、六千万円の金額予算を想定いたしておいたのは事実であります。そしてまた、その当時地質の調査を実はお認めをいただき、やらせていただきまして、地質の中で20数メートルのところに支持層が1つあります。そして47メートルのところに大きな支持層があるということも確認もいたしております。

そんな中でのプロポーザルの設計をその設計会社に委託をしたわけではありますが、先ほど来次長、それから担当所長も申しあげましたとおり、我々としては10億円以内で建設を求めろという私は強い指示を出している関係上、彼らは一生懸命精査をしたわけではありますが、いかんせんこの建築の非常に難しくなった状況の中で、蟹江中学校の支持層は20数メートルのところまで打ってございます。この辺でもそれが行けるといふふうな見込みをしていたのも事実ではありますが、40数メートルのところではこれはやれないという設計者の依頼もございまして、そこで私の考えでは1億2,000万円ぐらいの基礎でもう狂いが出てきてしまっておりまして。大変苦慮をいたしたわけではありますが、最終的にはそれで行かざるを得ないであろうと。議員の皆様方にそれを説明し、私も決して甘い予算を組んだわけはありませんし、歳出についても一般会計から拠出するその中で含めて基金を取り崩し、そしてできるだけ起債を減らして、今後の償還に充てたいという、そんなことも考えておりましたので、大変苦慮したわけではありますが、まずお示しをし、最終的には鉄鋼機材等々の上昇も含めて、どのぐらいまで行くであろうということ、今回お示しをさせていただいたのがこの金額であります。

最終的には入札をして、この金額から下がる可能性があるかも知れません。しかしながら、昨今は入札不調であるというのが相当情報として入ってきておりますので、苦しい状況になるかも知れません。がしかし、我々としては未来永劫この蟹江町ですばらしいものをつくったというものだけを残していきたい。しかしながら、予算には限界があります。そのはざまの中で議員の皆様方にご理解を願いたいと、こんなことで上程をさせていただいておりますので、何とぞその面については、また全協では説明させていただきますけれども、ご理解をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○議長 奥田信宏君

午後1時からまだ質問ありますね。

(「いいです」の声あり)

ここはいいですか、それでは。

(「はい」の声あり)

それでは、他に質疑がないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は精読とされました。

暫時休憩いたします。

(午後 0時00分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 奥田信宏君

日程第12 議案第40号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第40号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は精読とされました。

○議長 奥田信宏君

お諮りをいたします。

議案第33号「蟹江町農業委員会委員の推薦について」、議案第38号「35m級はしご付消防自動車購入契約の締結について」を、この際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2議案を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

追加日程第13 議案第33号「蟹江町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。ここで大原龍彦君の除斥を求めます。

(12番議員退席)

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員に大原龍彦君を推薦したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は大原龍彦君を推薦することに決定をいたしました。

大原龍彦君の除斥を解きます。

(12番議員入場)

○議長 奥田信宏君

追加日程第14 議案第38号「35m級はしご付消防自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

先ほど林議員の質問の中にありましたんですけれども、指名業者2社にした理由は、はしご車をつくっている会社は2社しかない、ということだったと思うんですけれども、津島市の場合は5社指名をしておるようですね。名古屋市もそのようですが、もうちょっと多いような感じなんですけれども、だとすると津島市の場合にははしご車をつくっていない一般消防自動車をつくっている企業も入札に参加させておるということになるのではないかなと思うんですけれども、そうすると当然入札価格に大きな違いが出てくるようなふうに、あなた方の答弁からすると感じられるわけでありましてけれども、実態はどうなんですか。なぜ蟹江はそういうのを外してやるということはちょっと理解できないんですけれども、例えば競争し合えることであればどういう業態でもいいではないかというふうに思うわけなんですけれども、その辺はどうなんですか。

○消防署長 山内 巧君

それでは、入札の選定のことで答弁をさせていただきます。

午前中にお話し申し上げましたように、はしご車を製作、販売をしているメーカーは日本では2社のみでございます。津島市さん外自治体の中でも、先ほども申し上げましたように消防車両、消防車をつくっておりますけれども、はしご車をつくっていないメーカーであるとか、また消防車両の代理店、そういったところを指名業者として選定をされておると。もともとそういうところが受注されても、はしごの元請となるのはモリタなり日本機械と、この2社になろうかと思えます。

そういったことで私どもは、直接例えば製造元が入札に入って代理店が入ったときに当然製造元が受注せざるを得ないだろうと、そういったこともございますので、この2社の選定となったものでございます。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

つまり実績として津島市がどういうふうになっているか知りませんよ。ただ、入札に参加して、例えば仮にモリタポンプに落ちるにしても、しかし落札価格と落ちた会社の入札価格とそんなに変わらんということであれば、競争させる意義はあると思うんですよ。

また、参加する例えばあなたのおっしゃる代理店、あるいは他の消防車だけつくっている会社にしても一定の意義があるから参加するんだらうと思うんですよね。でないと蟹江のように例えば津島市が指定しても断るでしょう、ということになると思うんですけれども、客観的な問題としては、そこにやっぱり競争させる意義があるのではないかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○消防署長 山内 巧君

入札業者の選定については各自治体がまちまちでございまして、実は昨年度の整備されておる愛西市、それから県内では丹羽広域、こういったところももう製造元の2社しか選定をしていないということでございます。

その代理店等の話でも、例えば日本機械であるとか、モリタの支店なり営業所が参加をしないということであれば、それはやはりその代理店を選定をして入札をやらなければいけないと思いますけれども、もうつくっておるところが販売しておるわけでございますので、代理店が私どもから考えますと、その製造元よりも安い金額でまず入れてくるということはやっと考えられないのではなというふうに思っております。

以上でございます。

○10番 菊地 久君

入札は非常に公平でなければいけませんし、いろんなのがあっても今のお話のように2社しかないという前提条件、したがって、その2社は一体どのような形で落札をしておるのかなど。例えば愛知県ではモリタが強いぞよとか、どこどこはどかが強いぞよという一つの営業分野みたいなのがあって、早い話が談合と言っては失礼でありますけれども、大体落ちるところは決まる、仕方ないですよ、これね。2社しかないものですから、仲よしこよしでね。それが高いのか安いのか、全国的平均を調べてみたり、消防庁のほうですね、あらちで事例を聞いたりいろいろすると、わかることなんですよ。だから、今は指名競争入札をという前提でおりますけれども、話し方によっては随契でどうなのかと。そして、随契でどこが幾らでとったから、町長はこぎるのがうまいものですから、そこからって1割まけて、おまえのところはどうだとか、商売ですね。そんなことだってあり得るわけでございますけれども、自信を持って言えることは今回の落札価格はよそから言われても、よう頑張ったなという価格であるかどうかは1点ですね。

それから、もう2社のうちの1社は既に辞退をしてしまったと、入札のときにね。一体何でだろうかという疑問を持つわけ、我々としては。そういう疑問に対して、きちんと整理をして物を言っていたかかないと、消防車のはしご車、特殊の車両については独占ですよ、ぼったくりだと言われてはいかんわけです。我々議会として提案された以上は正当な価格であったかどうかということきちんと整理しないといけませんので、だから私はあえてお尋ねするのは愛西市でも結構、最近落されたところの中身はいろいろ違うとは思いますが、そ

んなに大したことはない、違いなんていうのはね、条件をつけん限りね。そういう意味で間違いなくこれは非常に頑張ったなど、こういうことを自信を持って言えるとするならば、どうなのかねと、その辺をもう一度お尋ねしておきます。

○消防署長 山内 巧君

実は本年度蟹江町を含めて、5月に4本部が入札を済ませております。その結果からちょっと報告させていただきますと、確かにご質問のように装備等の違いがございますので、これが高いのか安いのか、一概に価格上の比較ということはできませんけれども、最も高かったのは豊田市でございます。私どもと一緒に35メートル級の先端屈折、これに水路管というものをつけたもので1億7,640万円でございます。それから、その次が豊橋市でございます。ここはうちよりも5メートル低い30メートル級の先端屈折でございますが、1億4,700万円が入っております。その次が蟹江町でございます。あと名古屋市が1億2,282万9,000円、同じ先端屈折ですけども、うちのほうは35メートルを採用しております。名古屋市は30メートルを採用しておりますので、やはりこの5メートルというはしごの艀装部分、こういったものの価格比から来ておると思います。

それから、この近辺での整備の状況でございますが、16年度には津島市が40メートル級の直伸式のはしご車、これが1億5,960万円、それから愛西市が昨年でございますが、30メートル級の屈折はしご車、これが1億7,272万5,000円、それと海部南部でございます、もうこれは14年度ですから、かなり前でございますが、30メートル級の直進式水路つきで1億4,000万円、うちが35メートル級の先端屈折を考えますと、ちょっと安く買えておるんではないかなと私自身は思っております。

以上です。

(「辞退をした理由、答弁漏れ」の声あり)

それとあと辞退のほうにつきましては、午前中にもちょっとご答弁いたしましたけれども、制振制御装置というものが今回のはしご車にはついてございます。これははしごの操作、特に旋回、それから起伏のときにとめたときに五、六秒間相当大きく揺れるものでございまして、これはまだ昨年実は開発をされたばかりのものでございます。当然これはモリタが開発して、日本機械もこれを開発しないと当然将来の販売計画に影響が出てくるといったことで、日本機械もこの計画を進めておることで聞いておりましたので、入札のほうには指定をいたしました。日機としてもよく会社へ持ち帰って考えられた結果、ちょっと納期限内にその開発が間に合うかどうか確約ができないということでの、そういったことで辞退理由としたと聞いております。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後 1時17分)